

## よくあるご質問



### 職業訓練サービスガイドライン研修

**Q** ガイドライン研修の受講対象者の範囲を教えてください。

**A** この研修は、公的職業訓練を実施している又は実施する予定である民間教育訓練機関に所属する方（施設責任者、訓練運営責任者、講師、就職支援担当者、事務担当者など）を対象としています。職業訓練機関において様々な役割の方にガイドラインの内容を理解していただくことで、より円滑な訓練運営を行うことが期待できますので、ぜひ受講をご検討ください。なお、民間教育訓練機関に所属していない一般の方も受講可能です。

**Q** 私の経営する職業訓練機関で、これから委託訓練を受託する予定です。このガイドライン研修は必ず受講しなければならないものですか。

**A** 令和3年度から求職者支援訓練の認定又は委託訓練の受託にあたっては、当該訓練を実施する機関に、ガイドライン研修の有効な受講証明書を有する方（役職は問いません）の在籍が必須となりました（求職者支援訓練の認定にあたっては、令和3年9月末まで左記条件が猶予されます）ので、受講修了者が在籍していない場合には、受講が必要となります。

**Q** 受講証明書の有効期間について教えてください。

**A** ガイドライン研修の受講証明書には有効期間があります。令和2年度末までに受講した研修は受講日（証明書発行日）から5年間、令和3年度以降に受講する研修は受講修了日から3年間となります。

**Q** 企業や団体が一括して研修を申し込むことはできますか？  
また、研修申込後の受講期限はありますか？

**A** この研修は、個人でのお申込みのみを受け付けています。また、ID及びパスワード発行日（受講可能となった日）から1ヶ月以内に受講を修了した場合のみ受講証明書をオンライン上で発行しますので、計画的に受講してください。

### 適合事業所認定

**Q** ガイドライン適合事業所認定について、審査の基準を教えてください。

**A** 本認定は、ガイドラインの指針に基づいて作成された「自己診断及び審査の基準（※）」に基づいて審査を実施します。審査認定機関が、審査の対象となる事業所が提供する又は提供予定である公的職業訓練及び教育訓練給付金制度の指定講座について、ガイドラインに適合していることを認定します。  
（※ 公式Webサイトのダウンロードコーナーをご確認ください。）

**Q** 申請から認定を取得するまでどの位の時間がかかりますか。

**A** 審査認定機関によって異なり、ご提出いただいた申請書類の補正・再提出・追加提出の有無にもよりますが、最短でも、3カ月～4カ月程度の期間を要します。

## お問い合わせ（事業受託者）

### ランゲート株式会社

〒604-8141 京都市中京区泉正寺町328 西川ビル4階  
TEL 075-741-7862（電話受付時間 平日9～18時）

### 職業訓練サービスガイドライン研修

WEB サイト <http://www.langate.co.jp/sgl>

サービスガイドライン研修

検索



### 適合事業所認定

WEB サイト <https://jobtraining-guideline-certify.mhlw.go.jp>

職業訓練 ガイドライン認定

検索



# 厚生労働省

民間教育訓練機関の皆様へ



## 職業訓練 サービスガイドライン



## 研修・適合事業所認定のご案内

### 「民間教育訓練機関のための職業訓練サービスガイドライン」とは

民間教育訓練機関が提供する職業訓練サービスと民間教育訓練機関のマネジメントの質の向上を目的とした民間教育訓練機関のためのガイドラインです。

このガイドラインは、ISO29990（非公式教育・訓練のための学習サービス—サービス事業者向け基本的要求事項）を踏まえ、民間教育訓練機関が職業訓練サービスの質の向上を図るために取り組むべき事項を具体的に提示したもので、「**民間教育訓練機関が職業訓練サービスの質の向上を図るために活用するツール**」として位置づけられています。

### ガイドラインの構成

#### 「ガイドライン本文」

職業訓練サービスと民間教育訓練機関のマネジメントについて、それぞれの質の向上のための具体的な取り組みを記載しています。

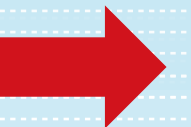
#### 「質向上のための取組例」

ガイドラインの項にあわせて、民間教育訓練機関で実際に取り組まれている職業訓練サービスの質の向上のための実践例や更なる質の向上のための参考例を掲載しています。

#### 「質向上のための自己診断表」

ガイドライン本文の記載事項に対して、各取組の現状を自己診断（セルフチェック）するための診断表です。

適合事業所認定制度・研修について





# 職業訓練サービスガイドライン研修とは？

民間教育訓練機関の施設責任者や講師などを対象に、民間教育訓練機関のための職業訓練サービスガイドライン(平成23年厚生労働省策定)に基づく、PDCAサイクルを活用した職業訓練の運営のために必要な知識及び技能を習得するための研修です。

令和3年度から求職者支援訓練の認定及び委託訓練の受託には、本研修の有効な受講証明書を有する方の在籍が必須となりました。(求職者支援訓練の認定にあたっては令和3年9月末まで左記条件が猶予されます。)

## 研修について



|                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者                                                                                                                                                                                                                                     | 民間教育訓練機関の訓練運営責任者、施設責任者、講師、就職支援担当者、事務担当の方など                                                      |
| 受講料                                                                                                                                                                                                                                     | 6,000 円 (税込)                                                                                    |
| 申込み                                                                                                                                                                                                                                     | WEB サイトからお申込みください。( <a href="http://www.langate.co.jp/sgl/">http://www.langate.co.jp/sgl/</a> ) |
| 内 容                                                                                                                                                                                                                                     | e- ラーニング学習 (6時間程度)                                                                              |
| 研修<br>スケジュール                                                                                                                                                                                                                            | 令和3年 7 月上旬受付開始、7 月中旬研修開講 ( 予定 ) (以降、令和6年3月までは通年で受付予定)<br>※詳細、最新の情報については上記WEBサイトをご覧ください。         |
| <b>ガイドライン研修カリキュラム (6時間)</b> <ul style="list-style-type: none"><li>1 職業訓練サービスの質保証を取り巻く現状</li><li>2 ガイドラインを活用した PDCA サイクル (計画、実行、評価、改善) による職業訓練の運営について</li><li>3 職業訓練サービスの質の向上の取り組みについて</li><li>4 職業訓練サービスの質の向上に向けた具体的な改善取り組み事例</li></ul> |                                                                                                 |

## 申込～受講証発行までの流れ

|                  |                                                                                                       |  |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 1. Web 申込        | Web サイトの申込みフォームよりお申込みください。<br>(申込みはインターネットでのみ受け付けております。)                                              |  |
| 2. 受講料支払         | 【お支払い方法】 1. クレジット決済 2. 銀行振込<br>※ 銀行振込の場合は、申し込み完了後 7 日以内に、<br>自動返信メールに記載の指定口座にお振り込みください。               |  |
| 3. e-ラーニング<br>受講 | クレジットカード又は、入金確認後、メールにて e- ラーニングの ID/ パスワード<br>を発行します。(お申込日より 5 営業日以内)<br>視聴覚教材の視聴、小テスト、修了課題を実施してください。 |  |
| 4. 受講証発行         | 研修修了後、Web 上で受講証明書を発行します。                                                                              |  |

# 職業訓練サービスガイドライン 適合事業所認定とは？

職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定は、厚生労働省が策定した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」に基づいて、公的職業訓練(ハロートレーニング)及び教育訓練給付制度の指定講座の質の向上に取り組んでいる民間教育訓練機関に対して審査を行い、ガイドラインに適合していることを認定する制度です。

## 認定取得が、受講希望者の集客に繋がります！ 認定マークで競業他社の一步先へ！

### 認定を取得するメリット

- ✓ 認定証が付与され、認定マークを広報等に使用できる。
- ✓ 適合事業所として Web サイトで紹介される。
- ✓ 職業訓練の質の向上につながる。
- ✓ 求職者支援訓練と委託訓練 (一部) で加点要素となる。



### 申請～認定までの流れ

|       |                                                                                                                   |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 申請 | 本認定の取得を希望する事業所は、申請要件を満たした上で、本制度の運営協議会が選定した審査認定機関に所定の申請書類等を提出します。<br>(申請費用につきましては、公式 Web サイトをご確認ください。)             |
| 2. 審査 | 申請書類等をもとに審査認定機関の審査員が書類審査を行います。書類審査の完了後、審査員が現地審査を実施します。現場確認や関係者ヒアリング等を行い、ガイドラインに示されている指針を満たしているかを判断し、認定の可否が決定されます。 |
| 3. 報告 | 審査認定機関は審査結果 ( 認定の可否 ) を認証委員会へ報告します。                                                                               |
| 4. 認証 | 審査認定機関による審査結果 ( 認定の可否 ) を認証委員会が認証します。                                                                             |
| 5. 認定 | 適合の場合には、審査認定機関から事業所へ認定証が付与されます。                                                                                   |

### ⚠ 申請要件

- 受査事業所において、ガイドラインを用いて、既に職業訓練サービスの質の向上に取り組んでいる民間教育訓練機関であること。具体的には、自己診断表(受査事業所において職業訓練サービスガイドラインに沿った取組ができているか自己点検するもの)において、自己診断の結果が全て「○」(できている)であること。ただし当該民間教育訓練機関において適用外である確認事項は除く。
- 受査事業所において、申請時点から起算して過去5年以内に「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を受講した人員を有していること。
- 受査事業所において、以下に該当する教育訓練を、現在実施しているか、又は将来実施する計画があること。
  - ① 公的職業訓練 ② 教育訓練給付制度の指定講座

※申請後、審査の過程で追加の書類提出や是正措置等を講じて頂く場合があります。

※申請要件は上記の他にもございます。本認定の詳細は公式 WEB サイトをご確認ください。

